

清代六部行政文書の諸類型

—「六部文件」を素材として—

黨 武 彦

Genres of Administrative Document of the Qing Dynasty's Six Boards

Takehiko To

(Received October 2, 2006)

はじめに

档案史料は、清朝の研究に進歩をもたらした。しかし、用いられている多くの史料は督撫や六部堂官から最終的に皇帝に提出される奏摺や題本などの上奏文であり、知県から督撫の間の地方文書、あるいは六部を中心とした中央官庁の文書を用いた研究については、若干の地方档案を利用した研究を除き、多くはない。¹⁾ 一方、近年の中国における文書学的な研究により、督撫から知縣に至る中間的なレベルの行政文書の諸類型はかなりの程度明らかにされている。²⁾ 本稿は、その成果を継承しつつ、『六部文件』という行政文書例文集を紹介するとともにその機能について検討したい。

1. 「六部文件」の概要

【六部文件】は現在専修大学図書館に所蔵されている文献である。大きさは縦 25.2cm, 横 17.5cm, 線装本で全六冊、鈔本である。表紙は黄色の厚手のもので、綴じ糸はたこ糸状、綴じ間隔は 7.5cm 等分であり、装丁は日本で行われた可能性もある。それぞれの頁数は吏部文件 76 葉・戸部文件 70 葉・禮部文件 92 葉・兵部文件 86 葉・刑部文件 68 葉・工部文件 56 葉である。【六部文件】の書名は古書販売上の通名であり、帙には記されているが原本にはない。六冊には、外表紙に吏部文件一・戸部文件二・禮部文件三・兵部文件四・刑部文件五・工部文件六とタイトルがつけられている。また、一葉目には吏部文件第壹・戸部文件第貳・禮部文件第參・兵部文件第肆・刑部文件第伍・工部文件第陸とタイトルがつけられている。二葉目の本文開始部分には「讀書莊文庫」の蔵書印がそれぞれの冊に押されている。また、吏部文件第 19 葉目には用紙に「世祿森記」の印が天地逆に存在する。これらの印の来歴等はまったく不明で後考に俟つ。上奏文を除く多くの行政文書で強調のための朱墨が用いられるが、本文献では第 1 冊目の「吏部文件」に朱墨が実際に使われている以外、他の 5 冊は朱墨は用いられず、朱部分であることを注記するに止まる。

この文献が編纂された時期は明記されておらず、また数件を除き具体的年号の使用が避けられているので、推定は非常に難しいが、禮部文件の中に、百一歳の婦人の旌表関連の文例（表 80 番文件）があり、その婦人の生年が乾隆三十（1765）年とされていることから、この文例は咸豊五（1865）年の作成が想定される。この年代が絶対であるとはいえないが有力な刊年推定の材料である。傍証として、寧の字が甯となっていること、道光二十九年の旨を引くもう一つの年号使用例から、道光以降であることはほぼ確実であり、また同治～光緒期の上奏文においては、西太后の存在を前提とした文例が多いが³⁾、本文献にはそれがない。これらのことはこの書の咸豊年間編纂を推定しうるものである。

2. 「六部文件」の内容

第一冊目の「吏部文件」の冒頭に文書群の分類が五類型およびそれ以外に分けて書かれている。それによれば、

第一類 表章、題本（附掲帖）、奏摺（附請安摺）、夾片

第二類 詳文（附清單）、書冊、呈文、申文、印稟、白稟、夾單稟

第三類 咨呈、牒

第四類 咨文（附冊、粘単）、移文、關文、照會

第五類 劄文、牌

その他 執照（附憑、路引）、護照、批、批廻、委牌、委劄、牌示、告示、諭帖、票、火牌、滾單

となる。第一類は、六部・督撫クラスの大官が皇帝に出す文書、第二類は統属関係にある下級官庁から上級官庁への上行文書、第三類は統属関係のない官庁間の上行文書、第四類は平行文書、第五類は下行文書、という分類をなしたものと考えられる。

294頁以下の表は、『六部文件』全体の例文の内容を整理したものであり、例文数は二百十九種におよぶ。各部の例文は上記五分類およびその他の分類のすべてのものを含むわけではないが、ほぼ網羅している。また、六部がここでは狭義の中央官庁の六部の文書を示すものではなく、行政内容を六部の編成にしたがって分類したものであることは明白で、このことは地方衙門の胥吏房がやはり六部の編成を基本としていることと同じであり、19世紀までの中国内地の行政が基本的に六部の枠の中で運用されてきたことを示す。

内容の網羅性に加え、例文群は、様々な地方の事例を挙げるが、特に湖南・貴州・江西の事例が量的に目立つ。また、従来あまり注目されていない總兵官などの武官関係の文例も多い。これらのことはそもそもこの書がいかなる目的で編集されたのか、ということを考える手がかりになる。つまり、この書の背後には文書を担当する幕友の存在が想定されうることである。いくつかの特定地方の例文が多いのはその地での幕職の経験による可能性がある。

内容の特徴としては、ほぼ定型的な業務、通常起こりうる事態に対処する業務がほとんどであり、新たな政策を提案したり、予期せぬ事由への対応事例はない。「禮部文件」から2つの事例を列記してみる。

(例 1, 表の 79)

奏報鄉試完竣摺

陝甘總督臣△△△跪

奏為甘肅文闈鄉試三場完竣接試繙譯一律安靜恭摺
仰祈

聖鑒事竊甘肅本年某科鄉試照例由臣監臨於八月初六日入闈應調之同考官八員於進士舉人出身之實缺州縣內考取俱文理優長堪以派充分校應試士子共二千△百△十△人三場完竣已將硃卷封送內簾十七日接試繙譯計駐防士子十△名照例點進貢院隨詣內簾恭頌

欽命題目嚴密繕刊散給士子十九日出場內外簾一律整齊嚴肅除將繙譯卷十△本逐一彌封鈴印即日委員解交禮部外所有原奉

欽命繙譯題目敬謹封固附摺恭繳臣於二十日出闈提調官蘭州道△△△監試官候補道△△△在闈稽查彈壓並委督標中軍副將住宿貢院門外巡邏稽查以照慎重所有甘肅鄉試三場完竣接試繙譯均各肅靜緣由理合恭摺具

奏伏乞

皇上聖鑒謹

奏

(以下差替例文)

禮

奏報鄉試完竣摺

入場考試	本年甲子科鄉試場期
掄才大典	入場士子俱皆安靜
三場安靜	功令森嚴士皆畏法
三場完竣	加意搜檢認真稽察
恭逢恩科	謄錄書手並無舞弊
硃墨相符	核對筆跡前後相符
榜墨不符	試卷封存解部磨勘
榜發中式	
中式額數	
中式舉人	
中式副榜	

(例 2, 表の 83)

詳請具奏頒賜廟祀正神匾額文

河南汝甯府知府△△△為摺情詳請轉詳

奏懇

頒賜匾額以答

神庥而順輿情事摺信陽州知州△△詳稱擬紳士△△△等聯名呈稱州城
城隍神保障一方久著靈應前者賊匪屢次撲城凡值危急之際兵民詣
廟祈禱輒得
神助或天晴忽降大雨河水陡漲匪跡不通或昏夜忽放火光竟同白晝
官軍乘勢破賊城賴以全一時官民共觀傳為異事又本省近歲各州
縣飢饉之餘繼以疫癘惟州境內賴
神靈呵護雨傷時若疾疫不與年來每遇水旱祈禱輒應洵屬靈異非常
查各地方廟祀
正神實能禦災捍患有功德於民者例得奏請匾額呈請詳奏前來理合
詳請

憲臺大人俯賜查核轉詳入

奏仰懇

天思俯念本州

城隍神靈跡久著功德及民

恩准頒賜匾額以答

神庥而順輿情實於地方有裨所有廟祀

正神迭著靈應懇祈轉詳

奏請匾額緣由理合具文詳請伏乞

憲臺大人查核轉詳施行須至詳者

右

詳

欽命河南布政使司大人△

△△○○年○月△△日

(以下差替例文)

禮

詳請具頒賜廟祀正神匾額文

神靈顯應 廟祀正神有功德於民者

祈禱靈應 例得奏請頒賜匾額

表. 『六部文件』 文例一覧

(凡例) 一は文書の発信元, 発信先が確定できなないもの.

六部	分類	案件名	内容	発行官	受領官	備考
1 吏部	題本	題請更代學政本	學政の更代	吏部堂官七名	皇帝	
2 吏部	奏摺	奏駁調補知縣摺	督撫奏請知縣任用の奏駁	大學士管理吏部事務	皇帝	
3 吏部	片奏	飭新選知州赴任片奏	新選知州赴任報告	督撫	皇帝	
4 吏部	奏摺	謝恩摺	直隸布政使署理の到任報告	直隸按察使	皇帝	
5 吏部	奏摺	奏事隨摺請安摺式	請安摺	江西巡撫	皇帝	係黃面黃裏、外任大吏
6 吏部	詳	詳請署理道府等缺文式	道府の署理任用報告	山西布政使・按察使	山西巡撫	
7 吏部	詳	詳請飭赴本任文	新任知縣の留省學習後の赴任報告	広東布政使	兩広總督	
8 吏部	詳	詳請撤任	不適格知州の更迭報告	南陽府知府	河南巡撫?	
9 吏部	呈	呈請廻避文式	新任巡撫が親族である事による廻避	湖南乾州直隸廳同知	分巡湖南辰永沅靖兵備道	
10 吏部	申	申送世襲案内人証文	争襲世職事件に関する調査依頼	湖南永順府龍山県	永順府知府	
11 吏部	稟	印稟地方並無有礙民生	地方状況の報告	山西蒲州府榮河県知縣	—	
12 吏部	稟	白稟請催署任人員由	引見の際の未着署任候補同知への督促	貴州鎮遠知府	—	
13 吏部	夾稟	夾稟稟知府同知互相稟揭	同知と知府の素行調査	貴州都勻知府	—	以紅單帖書写每張八行、官衙手版
14 吏部	咨呈	留子幫弁家務	吏部主事の次子を家務につかせる	湖北助陽總兵官	湖広總督	
15 吏部	牒呈	牒呈知縣承緝不力	前任知縣の承緝責任調査	湖南直隸州知州	永州知府	
16 吏部	咨	咨調應行赴部人員文	引見知府遅延に対応	吏部	浙江巡撫	
17 吏部	咨	咨送赴部引見人員文	引見知州の手続き	浙江巡撫	吏部	
18 吏部	咨	咨行新授巡撫文	巡撫新任の通告	江西布政使	分巡広饒九南兵備道	
19 吏部	移	移交印信文卷	署理終了による印信引き継ぎ	署理按察使安廬縣和道	安徽按察使	
20 吏部	關	関取郷紳捐賑姓名冊	助賑を行った郷紳姓名等の冊作成の通知	福建侯官縣知縣	長樂縣知縣	
21 吏部	照會	照會請封官員銜名	請封官員の単作成を依頼	両江總督	蘇松鎮	
22 吏部	照會	照會查取履歷文	官員の履歷調査依頼	湖南衡州府知府	桂陽直隸州知州	
23 吏部	割	劄飭奏留應行送部引見人員文	送部引見の暫時延期を通知	雲南布政使	他郎通判	一作札
24 吏部	牌	牌飭奏補知縣	知縣の奏請補授を通知	四川總督	四川布政使・按察使	

25	吏部	執照	廩生執照	官員子息入監の許可書	吏部	七品廕生	驗封司案呈
26	吏部	批	批呈文式	請假事由期日不明を批示	—	山西解州知州	—
27	吏部	批	批詳文式	據詳已悉を批示	江西布政使	—	我行我法の款
28	吏部	批	批式	據稟已悉なるも道の起程遅延に批示	貴州巡撫	—	—
29	吏部	批廻	批廻檢送案卷	官員履歴案卷の調査呈送を命ず	江西分巡廣饒九南兵備道	候補巡檢	—
30	吏部	委牌	委署知縣缺牌	富陽縣知縣の署理を命ず	浙江布政使	候補知縣某	—
31	吏部	委札	委員查辦事件札文	道州訓導吏目の素行調査を命ず	湖南永州府知府	候補知縣某	—
32	吏部	懸牌	懸牌式	巡撫公出の期日掲示	巡撫	官員等	木質長三尺許寛尺六七寸許
33	吏部	牌示	木牌示委員署事示	桑植縣知縣の更迭と該縣印務の委任を掲示	布政使	—	—
34	吏部	告示	関防告示式	知縣到任施政方針告示	湖南寶慶府新化縣知縣	—	署前に実貼
35	吏部	告示	紅示	新任漢侍郎到任通知および謁見命令	司務廳	—	—
36	吏部	諭帖	京堂諭	属官の人事通知	吏部堂官七名	—	堂官の氏名列記中央より展開式
37	吏部	諭帖	司諭	堂官進署時の迎候禮について注意	六部堂官	自役人	—
38	吏部	票	票式	即選知縣が部に出頭しないので調査を命令	—	中城吏目	—
39	吏部	滾單	滾單式	公文送達限期の指示	甘肅布政使	沿途驛站官吏	—
40	戸部	題	題恭常平虧缺本	常平倉虧缺の監査結果上奏	戸部堂官六名	皇帝	—
41	戸部	奏摺	奏恭欠交正雜各款之知県摺	正稅雜稅を上供しない知県の革職処分	閩浙總督・福建巡撫	皇帝	—
42	戸部	奏摺	奏陳稅関期滿摺	一年分の崇文門稅額等報告	崇文門監督	皇帝	—
43	戸部	片奏	片奏應交稅課處	崇文門稅の中の八千両を内殿と侍衛處に送る	崇文門監督	皇帝	道光二十九年八月の旨の引用あり
44	戸部	詳	詳報匯解京餉委員起程日期文	京餉銀運送委員の出発日期報告	福建布政使	福建巡撫	「兵燹之後」の記述あり
45	戸部	詳	懇免賠短徵稅銀詳文書冊	徵收不足の稅額賠償の免除を請う	督理鳳陽鈔關事務鳳陽兵備道	安徽巡撫	—
46	戸部	呈	呈報交卸解餉起程日期文	雲南銅輸送の日程報告	雲南雲龍州知州	知府	—
47	戸部	申	申送賑捐銀兩錢文棉衣等件文	山東籍知県による黄河決壊災害への物資援助	江西吉安府廬陵縣知県	江西布政使	有印
48	戸部	稟	稟地方粮戸並無詭託等弊 (印稟)	徵稅帳簿の監査結果欺飭詭寄等の弊害無し	江西省某県知県	大人、憲	—
49	戸部	稟	稟 (白稟) 急賑水災稟	水害による被害および賑恤状況報告	河南裕州知州	大人、憲	紅稟 (由)
50	戸部	夾稟	稟奉委査訪戸口稟	家調査報告	江西試用知県	憲	以紅單帖書写毎張八行、官衙手

51	戸部	咨呈	咨呈革退族長	宗室族長の革退	盛京將軍	宗人府
52	戸部	牒呈	牒呈清查地畝	証言が食い違う地畝調査の依頼	河南陝州直隸州知州	南陽府知府
53	戸部	咨	咨催起運米數文	米穀起運の催促	戸部	山東巡撫
54	戸部	咨	咨覆起運大漕米數	米穀起運の結果報告	山東巡撫	戸部
55	戸部	咨	咨催運銅文	雲南銅輸送の日程等報告	雲南布政使	督弁銅運即補道
56	戸部	咨	咨報銅船碰撞沈失銅斤文	運銅船沈没および損失銅斤報告	湖北巡撫	戸部
57	戸部	移	移行倉存積穀文	倉存積穀の引き継ぎ	湖南分巡辰沅永靖兵備道	署理湖南分巡辰沅永靖兵備道候補道
58	戸部	関	関取私典山田人証文	土地紛争に関わる獨山州捕役を証人として召喚	都勻府麻哈州知州	獨山州知州
59	戸部	照會	照會查覆俸餉數目未符文	兵餉銀冊において不整合部分有り	両広総督	高廉鎮
60	戸部	照會	照會丈量田畝文	丈量田歩事案について成都府知府の會勘を通知	成都府知府	資州直隸州知州
61	戸部	劄	劄行奏察知果欠交錢糧文	稅糧徵収不足の知果の処分	湖南巡撫	湖南布政使
62	戸部	牌	牌行飭取兵餉冊籍文	新募營兵の兵餉數目冊の作成を命ずる	署理貴州古州等處地方總鎮	上江協副將
63	戸部	執照	捐生執照	捐納生員に対する執照	広西巡撫	七品職銜
64	戸部	護照	解稅項護照	銀兩輸送官員に対する護照	広轉九南道督理九江関等處地方稅務	沿途官吏
65	戸部	批式	鹽務	鹽務に関する稟に対する批	分巡雲南通省塩道	—
66	戸部	批式	鹽務	鹽務に関する稟に対する批	兩淮都轉鹽運使司鹽運使	—
67	戸部	批廻	解銀	部に送る銀の輸送命令書	浙江布政使	候補縣丞
68	戸部	委牌	委牌欠解錢糧撤任別委	欠により撤任の知縣に代わり署理委任命令	安徽布政使	候補知縣
69	戸部	委札	河運運丁酌酒不法查辦札文	互いに不法を訴える運官と運丁の各の稟について調査命令	漕運總督	山東武城縣知縣
70	戸部	牌示	牌示木牌完糧示	下忙錢糧の當堂完交の期日通知	知縣	—
71	戸部	告示	曉諭安分納稅示	往来商人に分に安んじて納稅することを通知	広轉九南道督理九江関等處地方稅務	該商民人等
72	戸部	諭帖	稽察稅務諭	口の家丁の職務精勵を諭す	—	某口家丁
						関前に実貼

73	戸部	票	行取米折銀票	春季分官員俸給の呈送を命令	秦陵承辦事務衙門	易州知州
74	禮部	表	皇上萬壽元旦冬至表式	皇帝への誕生日元旦冬至の表文	臣	皇帝
75	禮部	箋	皇后千秋節元旦長至箋式	皇后への誕生日等の箋文	臣	皇后
76	禮部	箋	皇太子千秋節元旦長至箋式	皇太子への誕生日等の箋文	臣	皇太子
77	禮部	題	題請派員祭祀本	祭祀派遣官員の開列	禮部尚書管理太常寺事務および太常寺堂官	皇帝
78	禮部	奏摺	奏請旌表摺	烈婦の旌表	江西巡撫	皇帝
79	禮部	奏摺	奏報鄉試完竣摺	鄉試の終了報告	陝甘總督	皇帝
80	禮部	奏摺	奏請旌表百歲壽婦摺	百歳の壽婦の旌表	安徽巡撫	皇帝
81	禮部	奏摺	奏報歲科兩試摺	歲科兩試の終了報告	貴州學政	皇帝
82	禮部	片奏	片奏考官丁憂	鄉試副考官の丁憂を報告	河南巡撫	皇帝
83	禮部	詳	詳請具奏頒賜廟祀正神匾額文	信陽州城隍神に匾額を賜う上奏を要請	河南汝甯府知府	河南布政使
84	禮部	詳	詳請具奏加封號文	府城に祀る趙貞君に封号を賜う上奏を要請	福建福甯府知府	福建布政使
85	禮部	呈	呈報本管地方並無婦女入廟燒香文	禁令以來三ヶ月管轄地方の婦女入廟が無かったことを報告	江西瑞金縣湖陂司巡檢	瑞金縣知縣
86	禮部	申	申送書籍文	縣の故儒の著書を申送	湖南永州府祁陽縣知縣	永州府知府
87	禮部	稟	稟查明故儒事矣(印稟)	故儒の事績報告	知縣	—
88	禮部	稟	白稟請更鑄印信	十年使用の印信の交換を請う	知府	—
89	禮部	夾稟	夾單稟 強求報賽一案	報賽の開催を求めると民に禁令鎮圧情況報告	知縣	—
90	禮部	咨	咨呈接署人員丁憂	總兵陸見時の接署予定官員の丁憂のため代理官員を要求	湖北助陽總兵官	湖廣總督
91	禮部	牒呈	牒呈飭傳遊學生員	遊學生員の回學を命ずることを依頼	江西甯都直隸州知州	贛州府知府
92	禮部	咨	頒發時憲書式文	時憲書の頒布	禮部	巡撫
93	禮部	咨	月蝕救護文	月食の予測時刻とその救護	山西布政使	山西蒲州協鎮
94	禮部	咨	咨報琉球遭風船隻	漂流琉球船隻の報告	閩浙總督・福建巡撫	禮部
95	禮部	咨	咨送閩文幕友姓名文	閩文幕友の姓名本籍を報告	湖北學政	湖北巡撫
96	禮部	移	移送應辦考試事宜文	學政の引き継ぎ	河南學政	河南學政
97	禮部	閱	閱取捐田贍族原案卷宗文	紳士捐田贍族の本籍廳への報告	署理湖南永綏直隸軍民府	湖南鳳凰直隸軍民府

98	禮部	照會	照會具奏老親年逾八十奏稿	老親が八十才を超えたことを代表する内容の照會	陝甘總督	西甯鎮某鎮	
99	禮部	照會	照會行取捐修城池增加學額冊檔文	城池捐修のために學生定員の増加を求めた州へ赴き調査することの照會	知府	直隸州知州	
100	禮部	劄	劄行原奏請頒扁額恭錄欽奉諭旨行文	屬州の龍神祠の扁額の頒布の奏請を行ったことを報告	湖北總督	湖北布政使	
101	禮部	劄	劄行提取著書無憑查送業已轉咨文	貢生著作の査閲をしようとしたが他省に行き現物がない	山東布政使	萊州府知府	
102	禮部	牌	牌行視學抵任文	學生が府に視學を通知	山東學政	青州府知府	
103	禮部	牌示	牌示(木牌)	孔子祭と龍神祠祭の期日揭示	知府	—	
104	禮部	懸牌式	懸牌式(木)	暖帽への換戴の期日揭示	知府	—	
105	禮部	牌示	月蝕牌示	月食の期日時刻の揭示	知府	—	
106	禮部	牌示	禁止屠宰牌示	祈雨期間内の屠宰を禁止	知縣	軍民人	
107	禮部	牌	傳示生童牌示	學政の府試の日程揭示	學政	—	木為之人荷以傳於各鄉
108	禮部	牌	忌辰牌	國家忌辰の揭示	—	—	木為之高二尺許色黃寬及尺置卓上、忌辰日置衙署大堂中或儀門
109	禮部	牌	齋戒牌	齋戒牌	—	—	
110	禮部	批	報賽演戲火逸神祠稟	報賽にあつての留意事項を命令	湖南布政使	—	維公生明の款
111	禮部	批	廟祠正神請奏懇頒匾額詳文	匾額を賜うことを奏請するとの批	貴州巡撫	—	
112	禮部	批	請補行領卷稟	領卷を補行することを請う案への批	禮部	—	
113	禮部	批	請查勘學田稟	學田の查勘を請うことへの批	知縣	—	
114	禮部	批	神誕可否由官致祀稟	神誕日期に官が禮を行うことを認可	江蘇巡撫	—	
115	禮部	委牌	訓導暫代教官牌	訓導に年老教諭の暫時代行を命ず	江西學政	訓導	
116	禮部	委札	查辦教官遲報老生入學年分札	縣學での老生の報明が遅延したこと の調査命令	雲南布政使	候補知縣	
117	禮部	告示	觀風	觀風のため面試を行うことを通知	知縣	貢監生童	
118	禮部	紅示	禮服日期示	正月期間の禮服の指示	江西布政使	文武官員	署前に実貼
119	禮部	告示	禁衣飾僭妄示	衣服の僭用を禁ずる	江西布政使	—	某街に実貼
120	禮部	諭帖	禮生應熟禮節諭	禮生に禮節に習熟することを命ず	—	本署禮生	科房に実貼
121	禮部	票	恭辦祀品票	祭祀用物品の調達を命ず	知縣	該行經紀	
122	禮部	護票	採辦祭果	祭祀用果物の調達を命ず	知縣	差役	
123	兵部	題請	題請派員監射本	八旗文童考試における簡派大臣の開列	兵部堂官六名	皇帝	
124	兵部	奏摺	奏請特命大臣簡閱營伍摺	各省營伍簡閱大臣の開列	兵部尚書	皇帝	

125	兵部	奏摺	奏貢御馬摺	御馬の進貢	伊黎將軍	皇帝	
126	兵部	奏摺	奏補武職摺	武職の選任	湖廣總督	皇帝	
127	兵部	奏摺	奏報到任謝恩摺式	總兵官到任謝恩	福建福甯鎮總兵官	皇帝	
128	兵部	片奏	片奏武職因傷請免騎射片	武職官の負傷による騎射免除	江西巡撫	皇帝	
129	兵部	詳	武弁不服約束詳請斥革文	規律違反の武弁の免職を請う	標下中軍遊擊	貴州古州等處地方總鎮	
130	兵部	詳	詳請拔補把總等缺文	把總の人事および玉突き人事	湖南永州總兵官	湖廣總督	
131	兵部	呈	呈報開除兵丁文	兵丁退役の報告	標下中軍遊擊	山東登萊青等處地方總鎮	
132	兵部	呈	呈報官兵佩帶並無白鐵腰刀文	官兵が白銀腰刀を帯していないことを報告	標下中軍遊擊	—	
133	兵部	申	申報凱撤兵丁過境日期文	凱撤兵丁の経過を報告	湖南永順府桑植縣知縣	總理營務處即補道	
134	兵部	稟	印稟出洋統巡回任稟	總兵が出洋統巡勤務時期を報告	福建海壇總兵官	—	
135	兵部	稟	白稟請調署人員稟	遊擊二缺の配置換え	湖南鎮寧總兵官	—	
136	兵部	稟	夾單稟奉委查辦文武互相稟託等由稟	知府による營所文書の監査	知府	—	
137	兵部	稟	夾單稟附稟查辦案內別有可查情形請示可否查稟	知府による馬匹充足状況調査	知府	—	
138	兵部	咨	兵額無可裁減文	兵額を減らす必要なきこと	雲南開化總兵官	雲貴總督	
139	兵部	咨	咨送選拔千總員缺文	千總候補二名の選拔の依頼	貴州古州總兵官	貴州提督	
140	兵部	咨	咨取修理軍械冊籍文	武器の修理等の許可	兵部	貴州巡撫	武庫司案呈
141	兵部	移會	移會請領秋季分官兵俸餉等項銀兩由	營の官兵の秋季分給与等受領のため に布政使に行く	山西平陽營參將	山西布政使	
142	兵部	関	関文閱取兵丁某赴案文	訴訟関係者である兵丁の召喚	湖南常德府武陵縣知縣	提標後營都司	
143	兵部	照會	照會巡閱營伍奉派行知式	營伍巡閱派員の通知	四川總督	重慶鎮	
144	兵部	筭	筭通行筭文式	兵部より總兵への通知の鑑	兵部	雲南昭通總兵官	
145	兵部	札	札行提軍門巡閱營伍起程日期飭屬加操札文式	提督巡閱に際し軍紀の肅正を通告	貴州都勻協鎮即補參將	中軍都司	
146	兵部	牌	牌行奏保堪勝陸路總兵牌文	陸路總兵の通過を通知	雲貴總督	中軍副將	
147	兵部	牌	牌行拔補千總遺牌文	千總缺への新任配置を通知	貴州古州總兵官	上江協副將	
148	兵部	批	攻剿苗匪稟	苗匪攻剿の稟報への批	湖南綏靖總兵官	—	
149	兵部	批	弁妄控該管守備劣蹟呈	學習武學生の妄控についての批	知府	—	署前に表貼
150	兵部	牌	委牌拔補把總	外委千總から總鎮都督標への抜擢升任辞令	四川北川總兵官	鎮標左營頭司把總	
151	兵部	牌	委署鎮篆委牌	總兵官陞見上京時の署理を命ず	陝甘總督	永固協副將	

兵部	札	委札委派査閲當伍札文	當伍巡閱官の命令	雲貴總督	昭通鎮標中軍遊擊
152	兵部	牌示	牌示(木牌)考缺牌示式	提督	—
153	兵部	牌示	牌示閱看官員弓馬牌示式	總兵官	新任右營中軍守備
154	兵部	牌示	牌示(木牌)考補兵缺牌示式	總兵官	中軍官
155	兵部	牌示	牌示(木牌)驗馬牌示式	參將	中軍官
156	兵部	牌示	曉諭居民將聚衆毆兵之為首者交出告	湖南寶慶府知府	居民
157	兵部	告示	曉諭居民官兵過境各安生業告示式	貴州鎮遠總兵官・按察使衛貴東兵備道	某處に実貼
158	兵部	告示	告示簡明	遊擊	—
159	兵部	告示	曉諭武試示	武闈提調	—
160	兵部	告示	小心製造大藥論式	協鎮府	造藥官・弁目兵人夫
161	兵部	論帖	票仰沿途汎塘兵丁等知悉	副司廳	沿途汎塘兵丁
162	兵部	票	内封緊急公文	湖北宜昌府知府	—
163	兵部	封式	爲發文事	湖北宜昌府知府	封筒の上部の四つの「飛」の字の箇所に白鶏毛
164	兵部	題	題覆核擬闖毆殺人擬絞本式	大學士總理刑部事務・三法司長官次官・郎中御史左寺丞	—
165	刑部	奏摺	奏報殺死一家二命兇犯按例定擬摺式	貴州巡撫	皇帝
166	刑部	片奏	片奏緝獲巨鼻就地正法	江蘇巡撫	皇帝
167	刑部	詳	詳詳謀殺胞嫂故殺姪女兇犯覆勸文式	直隸滄州知州	天津府知府
168	刑部	呈	呈報緝獲賊盜文式	標下左營把總	本標右營中軍守府
169	刑部	申	申覆審擬賭博人犯並無輕縱文式	雲南昭通府永善縣知縣	雲南昭通總鎮
170	刑部	稟	印稟封送已完未完各案清冊由	貴州都勻府知府	—
171	刑部	稟	稟(白稟)現獲私塩人犯塩斤數目由	雲南宣威州知州	—
172	刑部	稟			

173	刑部	稟	稟(夾單稟) 稟覆冒支銀兩恐有私造印信等情由	不正支出に印信偽造の恐れあり	知州	—	—
174	刑部	咨	咨呈解送職官備訊文式	武官の按察使への護送	鎮守江南狼山總兵官	兩広總督	
175	刑部	牒	牒呈協緝逃犯等由文式	逃亡犯確保の協力要請に返答	湖南桂陽直隸州知州	知府	
176	刑部	咨	咨覆審辦現審案件文式	開設烟館一案の刑部の処理を通知	刑部	南城察院	
177	刑部	咨	咨發續纂則例章定文式	續纂則例を各省に咨發することを通知	刑部	巡撫	
178	刑部	移	移送緝獲槍劫盜犯文式	武器携帯の不審者三名を移送	湖南提標後營都關府	湖南沅陵縣	
179	刑部	関	関提案内要証文式	傷害事件の關係者の身柄を送るよう に要求	貴州銅仁府銅仁縣知縣	湖南沅州府黔陽縣知縣	
180	刑部	照會	照會武職統受民詞應即撤任並扁案審辦文式	民間の訴えを擅受した武職を免職し更に相応な処分を与えることを命ず	湖廣總督	湖南總兵	
181	刑部	劄	劄駁審訊開棺見屍之案前後不符飭令詳審文式	開棺見屍事件の刑部からの差し戻し審理命令	山西按察使	曲沃縣	
182	刑部	牌	牌行飭查汛弁疎防文式	窃盜犯未獲の把總の疎防狀況報告命令	貴州古州總兵官	上江協副將	
183	刑部	批	批駁詳報盜案前後不符飭令覆訊批式	盜案詳報の矛盾について指摘し覆訊を命令	湖南寶慶府知府	—	
184	刑部	批	批飭別照新章辦理批式	刑部新章定にしたがっての辦理の検討を指示	四川成都知府	—	
185	刑部	批	批飭妄控不實呈詞批式	妄控不實と判断された訴訟に対する批	知縣	(民間)	署前に実貼
186	刑部	批廻	解送全案人證卷宗批廻	傷害致死事件の全案人證卷宗を府に送付することを命令	湖南永順府桑植縣知縣	解役	
187	刑部	委札	飭委察訊劫獄案情由委札	麻哈州の劫獄事件の調査命令	貴州都勻府知府	署都勻縣知縣	
188	刑部	牌示	牌示(木牌) 示知原呈移送文員審辦牌	兵丁の鬪田拖租事案を縣に移管することを通知	提督	—	
189	刑部	牌示	牌示(木牌) 親提罪犯罪牌	犯人への知府の直接尋問日期を通知	知府	—	
190	刑部	告示	詰暴安民告示	配下に東城の治安維持精勵を通告	巡視東城察院	該司坊甲捕人等	某街に実貼
191	刑部	論帖	毋許凌虐罪囚論	囚人虐待の禁止通告	提牢廳	禁卒人等	
192	刑部	票	部傳票	賭博事件にかかわる銅匠を事情聴取のため部に連行することを命令	刑部	中城吏目	
193	刑部	票	解票	部より山西巡撫へ發解の人犯の取扱について命令	刑部	沿途州縣官吏	

194	刑部	票	州縣傳票		縣内の農民を事情聴取のため連行	知縣	捕役	
195	工部	題	題銷修造船用過船價本式		糧船修造教および經費の會計報告	工部堂官六名	皇帝	
196	工部	奏摺	奏報修船運河堤工用過經費摺式		運河堤工經費會計報告	両江總督	皇帝	
197	工部	奏摺	奏報工程將竣請擇吉合龍摺式		陵寢工程合龍期日の決定を請願	(奴才)	皇帝	
198	工部	奏摺	奏報應修工程摺式		陵寢の要工事箇所報告	(奴才)	皇帝	
199	工部	片奏	片奏河堤工程片式		黄河堤防繕二の報告	(臣)	皇帝	
200	工部	詳	詳請捐修城垣片式		城垣の捐による修理を請う	知縣	知府	
201	工部	呈	呈請轉報應修軍實文式		營中の備品の修理を請う	標下中軍遊擊	總兵官	
202	工部	申	申報採取木料情形文式		木材採辦情形報告	四川省知縣	四川布政使	
203	工部	稟	白稟奉委查勘改建新設衙署形勢稟式		新設衙署の建設状況の委任調査報告	道衛即補知府	—	
204	工部	稟	夾單稟工程不可緩修由		縣城城垣衙署の工事を速やかに進めることを報告	(知縣)	—	
205	工部	咨	咨呈捐修軍械請委員驗収文式		鎮の兵器の自捐による修造について委員驗収を請う	四川重慶等處地方總兵官	四川總督	
206	工部	牒	牒報修理文廟工程文式		文廟の修理に関わる調査を請う	教諭	知縣	
207	工部	咨	咨行辦理磚料文式		臨清の奉造輒の規定外製造敷の報告を要求	工部	山東巡撫	
208	工部	移會	移會派役看守過境官運灰車文式		官運石灰運搬車の境内經過報告	署理某營都圍府	知州	
209	工部	関	関取報銷修建工程底案文式		衙署の修建の報銷についての成案文書の参照を依頼	知縣	知州	
210	工部	照會	照會行知修製軍器聽候辦理照會文式		軍器製造費用不足状況について待機せよとの通知	湖広總督	勳陽鎮	
211	工部	筭	筭飭購辦木料文式		工部より要求の木料を購買すること	貴州布政使	知縣	
212	工部	牌	牌飭運送冰塊務宜潔静文式		秦陵の祭品の氷塊の運送について清潔を保つことを命令	秦陵承辦事務衙門	易州知州	
213	工部	批	批飭小心徵収木税批式		関税の徵収にあたり慎重を期すように命令	常関監督	—	
214	工部	批	批飭慎修河工批式		河工において慎重を期すように命令	河道總督	—	
215	工部	批廻	批廻解運竹木批文式		湖北への竹木運搬委員への命令書	四川布政使	即補縣丞	
216	工部	札	委札委勘堤岸札文式		河工に調査派遣される委員への命令書	湖北布政使	候補同知	
217	工部	告示	收買竹席以備支搭窩棚告示		竹席を收買し布政使視察の際の小民の窩棚とすることを通知	湖南常德府知府	河干	
218	工部	告示	曉諭工匠		工匠への職務精励の訓諭	部侍郎	工匠	本廠に實貼
219	工部	諭帖	諭木税局書役人等知悉		木税局書役人への訓諭	知縣	木税局書役人	本局に實貼

祈求靈應	水旱偏災每求即應
有禱輒應	蝗蝻為災求神即止
求雨輒應	蝗不為災災為神佑
靈應如響	大疫即止幸蒙神佑
請頒匾額	詳請代奏以答神庥
請頒賜匾	額詳請具奏頒發匾額
請加予封號	
以答神庥	
以順輿情	

例1は総督から皇帝への奏摺で、郷試の終了を報告するもの、例2は知府から布政使への詳文で、督撫に転詳して、靈驗ある廟の扁額の下賜を求める上奏を要求するものである。例文本文のあとに、入れ替え可能なくつかの句を列記し、文章を多様化したり、別の事態に対応できるような形になっている。ただ、特に定型的事案の文書については、「稿」というかたちで各衙門の胥吏房で胥吏が文案を作成し、それを幕友がチェックするというやり方が主であったと考えられるので、⁴⁾ 幕友が一からこのような例文集を必要としたとは考えにくい。全体像を把握するため、あるいは胥吏との機能的な分業（例えばさすがに奏摺は官と幕友で検討されたであろう）のためにはこのような書が必要であったのかもしれない。

おわりに

史料の残存性からいって、どうしても偏った見方になりがちであった清代行政の全体像を、文例集とはいえ網羅的に見ることは、中央と地方の集権-分権、あるいは融合-分離のあり方を大きな視野で考えるうえで非常に有効である。地方志などに残存する中間的な行政史料の読解にも資するものであろう。

その一方、やはり文書システム自体からわかることは、政治や行政の一部にすぎず、現実の政治過程はより人格的なあり方において進行する。⁵⁾ 清朝の政治史・制度史研究を進めるためには、行政文書研究を深化させることも必要であるが、さらに多様な史料の活用を模索していかなければならないだろう。

註

- 1) 拙稿「清朝における地方文書行政システム——仁井田陞博士旧蔵清末蘇州府昭文県文書を中心として——」『専修法学論集』第72号、1998、等。
- 2) 代表的なものとして、張我徳等『清代文書』（中国人民大学出版社、1996）、裴燕生『歴史文書』（中国人民大学出版社、2003）を挙げておく。
- 3) この時期の奏摺は皇太后と皇上（皇帝）に上奏する形式となっている。
- 4) 註1前掲、拙稿参照。
- 5) 谷井俊仁「清朝官僚制における合理性」『比較法史研究』10、2002。

（付記）本稿は科学研究費・基盤研究（C）「清代中央官制の研究——内閣・翰林院・都察院を中心として——」（研究代表者：黨武彦）の研究成果の一部である。

図版1. 「戸部文件」(専修大学図書館蔵:以下同じ)より題本. 「讀書荘文庫」の蔵書印がみえる. (表40)

〇
〇
〇
年
〇
月
〇
日

尚書 尚書 侍書 侍書 侍書 侍書

郎 郎 郎 郎 郎 郎
臣 臣 臣 臣 臣 臣

△ △ △ △ △ △
△ △ △ △ △ △

旨飭令該督撫等即日將各該員等查取職名
題 參 勿 稍 延 宕 為 此 具
題 請

題 參 常 平 倉 虧 缺 本
部 高 書 臣 〇 〇 等 謹
題 為 請
旨 事 查 定 例 各 省 常 平 倉 積 備 米 糧 必 相 風 單 之 寒 暄 燠 濕
東 南 西 北 吳 方 稻 麥 粟 米 糶 宜 江 南 淮 河 福 建 浙 江
湖 北 湖 南 四 川 廣 東 廣 西 雲 南 貴 州 等 省 宜 稻 宜 粟
直 隸
盛 京 山 東 山 西 河 南 陝 西 或 萊 或 雜 糧 每 歲 出 陳 易 新
督 撫 臣 於 歲 終 嚴 實 查 計 著
奏 銷 以 冊 送 臣 部 稽 察 如 有 虧 缺 先 請 買 補 將 虧 空 之
數 照 例 奏 處 又 經 遵 辦 在 案 今 〇 某 年 據 該 督 撫
既 推 分 別 詳 冊 清 冊 送 部 臣 等 遂 細 查 核 將 虧 缺 之
數 會 同 參 奪 分 別 詳 冊 具 清 單 請

讀書荘文庫

図版2. 「吏部文件」より懸牌式. 円と直線は紅色. (表32)

〇
〇
〇
年
〇
月
〇
日

撫部院示

懸牌式

年〇月十五日

官員人等知悉本部院於本

公 出

紅直

右 仰 知 悉

題 參 常 平 倉 虧 缺 本
倉 儲 米 糧
倉 存 餘 米
隨 時 存 儲
米 石 不 足
米 穀 虧 缺

歷 年 照 例 出 陳 易 新
米 色 變 壞 並 未 挑 晾
此 項 米 石 恐 難 食 用
靈 燭 蝕 蝕 實 難 食 用
應 即 變 價 買 米 補 交
盤 察 既 有 缺 少 深 恐 益 賣 侵 漁
嗣 後 務 宜 照 數 買 足 隨 時 交 倉

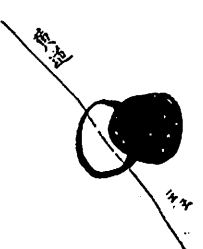
図版3. 「禮部文件」より咨月蝕救護文. (表 93)

咨 月蝕救護文
 山西等處承宣布政使司 為

通行事奉
 撫部院札開本年〇月〇日准
 禮部咨開祠祭司業呈准欽天監咨本年十月十五日
 酉刻月蝕二分十四秒例應救護等因知照轉行到司
 奉此相應咨行
 貴協鎮屆期率屬一體救護可也項至咨者

計單一紙
 〇〇年十月十五日酉初初刻月蝕二分十四秒
 初虧酉初初刻四分 月出地平一分
 食既酉初初刻十四分
 食甚酉初二刻十四分
 生光酉初三刻〇分
 復圓酉正一刻〇分

右 山西蒲州協鎮 咨



〇〇年〇月〇日

図版4. 「禮部文件」より咨報琉球遭風船隻. (表 94)

咨 禮部 月蝕救護文

某日日蝕
 某日月蝕
 日食△分△秒
 月食△分△秒
 例應救護
 一體救護
 食不及分

日食三分五十四秒
 月食二分七十二秒
 初虧子正一刻三分
 食既子正一刻十分
 食甚子正三刻五分
 生光丑初初刻二分
 復圓丑初三刻二分
 食不及分例不救護
 官員人等照例救護
 僧道人等一體救護

咨報琉球遭風船隻
 兵部尚書總督閩浙部堂
 兵部侍郎巡撫福建部院 為

咨行事據福建布政使△△詳稱據福州同知申報連江縣護送
 琉球遭風難人△△等十名抵省當發館驛安插一面飭傳通事
 譯訊據供某某是官吏某某是舵工某某等七名是客商及水手
 人等俱係琉球人氏駕坐小海船一隻於本年△月△日在某山
 浦船忽遇暴風漂至浙江温州洋面船身損壞難以駕駛幸遇漁人
 救獲船身即漂沒無存當地官派役送至玉環廳復撥兵役護
 送來閩於△月△日至連江縣△△日到福州館驛安插各於安
 插日起每人日給米一升鹽菜銀六釐該難人等原船漂失現有琉
 球人△△等回國便船堪以附搭已於某月日離邑登舟放洋回國
 仍各給行糧一個月並例加賞物件動銷存公銀兩等情詳請具奏

前來除恭摺具
奏外相應造冊咨報
貴部查照可也頃至咨者

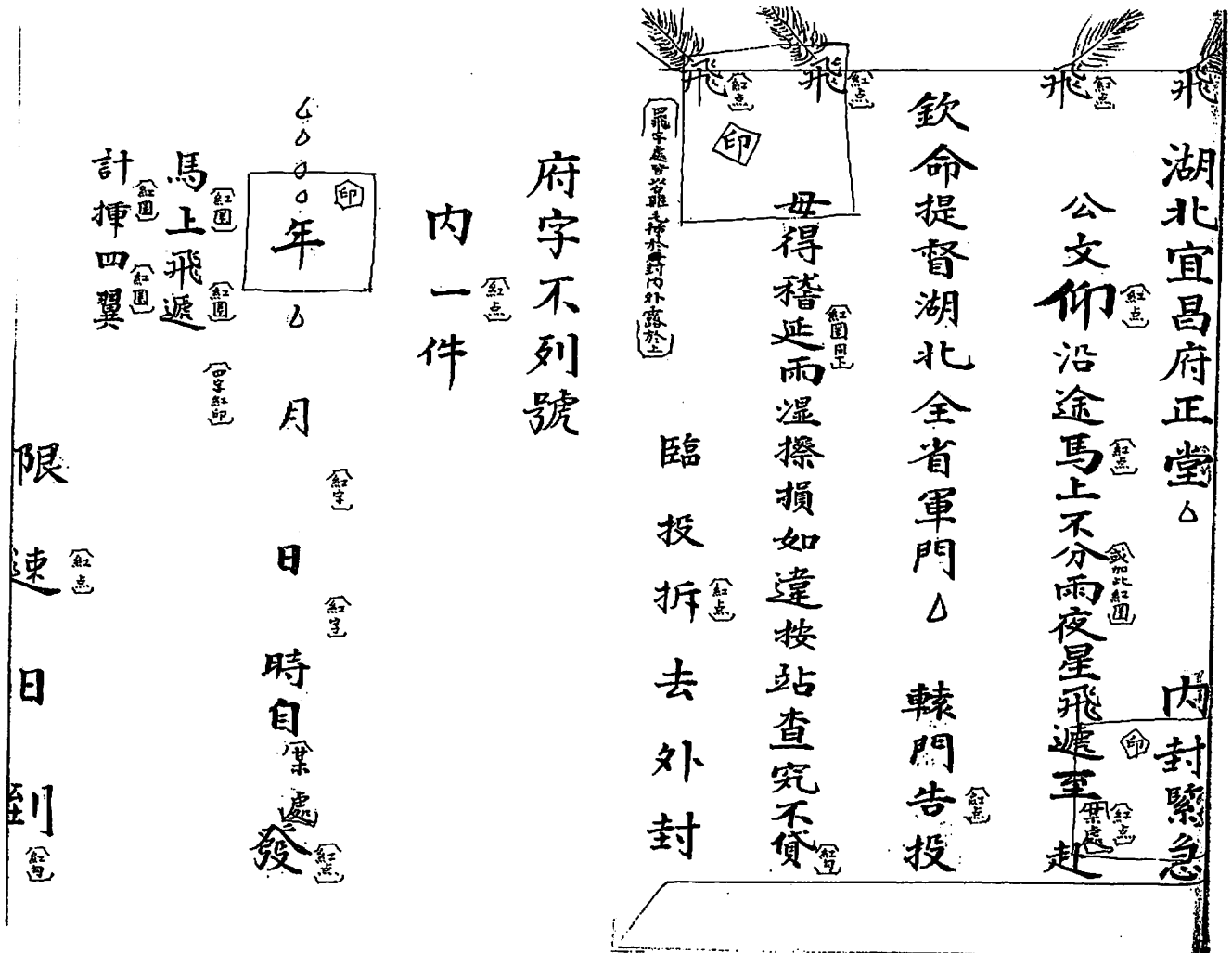
右 禮部 咨

〇〇年〇月〇日

禮 咨報琉球運風船隻
運風難夷
側應撫恤
加賞銀物
安揮館驛
日給口糧
以廣皇仁

乘坐原船業已漂沒
查者原船尚堪乘坐
照例修補該船槳桅
順搭便船飭令回國
加賞物件附船歸國

図版 5. 「兵部文件」より内封緊急公文（封筒式）。（表 163）



図版 6. 「刑部文件」より詰暴安民告示。(表 190)

告示 詰暴安民告示

欽命巡視東城察院

爲 紅色

嚴行曉諭事照得本城所轄地面遼濶商民
輻輳時值隆冬宵小最易涸跡本城舊有司
事人等分別洵巷設立更棚雇覓更夫逐夜
巡邏固已極臻妥慎惟居民良莠不齊深恐
無知圖利或濶設烟館容留匪徒或暗設賭
局誘人聚博甚至罔識法紀窩隱賊盜種種
不法均未可定爲此曉諭該司坊甲捕人等

知悉各於該地面不時留意察緝遇有前項
不法之徒及人命盜案私銷私鑄私宰耕牛
或明火執杖或白晝搶奪誘拐婦女聚眾羣
毆等案以及逃徒逃兇或素稱綽號之輩均
着即刻捕獲扭送來
城立予訊辦倘該甲捕等有疎懈萌縱等情
亦必予以重處本院言出法隨決不稍寬毋
謂言之不預也凛之慎之毋違特示 紅色

右 仰 知 悉 紅色

〇〇〇〇年〇月

紅色

日

告示

實 貼

某

街

図版7. 「工部文件」より照會文式. 最後の「出洋購辦新式洋槍」は対外通商の存在を示すものか. (表 210)

照會行知修製軍器聽候辦理 照會文式

兵部尚書總督湖廣部堂 爲

照會事據該鎮稟稱鎮標各營應修軍器帳房旗幟應請領款項及時修置等情查武備為營伍要需自應亟為修置以壯軍容惟據稱該各營均無款可籌購置維艱擬請撥款備用工竣報銷除飭司查核辦理另行照知外為此照會該鎮即便知照並聽候咨檄發遵可也須至照會者

照會 君照會勛陽鎮准此

光緒二十一年

照會

照

工部 照會行知修製軍器聽候辦理 照會文式

- 修理軍械
- 製造軍械
- 添製軍械
- 續造槍矛
- 續鑄槍礮
- 營伍軍械隨時修製
- 集工備料修製甲械
- 設立局廠試造洋槍
- 捐廉製造槍礮刀矛
- 出洋購辦新式洋槍